

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、香川県総務部県民活動・男女共同参画課に備え置き、平成24年9月10日まで縦覧に供する。

平成24年7月20日

香川県知事 浜田 恵造

1 申請のあった年月日

平成24年7月9日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人かがわ子育て親育ちの会

鎌田 正康

丸亀市今津町745番地22

3 定款に記載された目的

この法人は、地域の幼児から老齢者など、すべての人々に対して、個人で抱える悩みの相談を聞き、解決につながる情報の収集と提供を行い、協力していただけるボランティアの力で原因を解決する為に必要な制度や政策の研究等に関する事業を行う。

あわせて、地元農産物を使い、栄養士、調理師との指導のもと親子クッキングや園芸店の協力を得て親子ガーデニング教室を行うとともに、伝統工芸品の「うちわ」をより多くの人々に広める事業を実施することを通して、市政や県政などへの政策提言を行い、安心安全で住みよい活気あふれる町づくりに寄与することを目的とする。